

# 高砂市庁舎整備に関する提言書（案）

平成 26 年 12 月

高砂市庁舎整備検討委員会

## はじめに

高砂市庁舎整備検討委員会は、市庁舎の整備及び新庁舎の是非の検討並びに高砂市新庁舎構想の策定にあたり、市民等の意見を反映したものとするため、市民団体代表者及び公募市民などからなる10名の委員で構成され、市長からの委嘱を受け、平成26年7月26日に発足しました。

現在の市庁舎は、老朽化や構造上による耐震性不足や庁舎の分散により、市民や来庁者への安全安心と利便性の低下を招いていることなどの様々な問題を抱えており、早急な対応が望まれています。特に耐震性については非常に危険な状態となっており、平成23年3月に発生した東日本大震災では、多くの市町村の庁舎が壊滅的な被害を受け、防災拠点としての市庁舎の重要性が再認識されたことは記憶に新しい事です。

この様なことを踏まえ、当委員会では、全3回にわたり、庁舎の現状と課題を先ず認識し、その上で新庁舎の必要性や基本理念など様々な観点から議論を行いました。

また、検討に当たっては、市民アンケートの結果や各種の関連データなども参考に、今後の庁舎のあり方や様々な角度からも意見を出し合い、委員会としての考え方をまとめました。

この提言書は、私たちが検討を重ねた結果、高砂市の庁舎整備にあたり、基本的な考え方や方向性を示したものです。今後、市において策定が予定されている高砂市新庁舎構想に反映していただくようお願いするとともに、具体的な建設設計画などにおいてもこの提言を踏まえて進められることを期待します。

平成26年12月　　日

高砂市庁舎整備検討委員会  
委員長 八木雅夫

# 目 次

## 第1章 新庁舎建設の必要性について

### 1 現庁舎の現状、課題

(1) 現庁舎の現状	1
(2) 現庁舎の課題	2

### 2 新庁舎建設の整備方法

(1) 整備方法の検証	7
(2) 新庁舎建設の必要性	10

## 第2章 新庁舎建設の基本理念と基本方針について

1 庁舎の有り方について	11
--------------	----

### 2 基本理念と基本方針について

(1) 基本理念について	12
(2) 基本方針について	12

## 資 料

資料－1 これまでの検討の経緯	15
-----------------	----

資料－2 高砂市庁舎整備検討委員会委員名簿	16
-----------------------	----

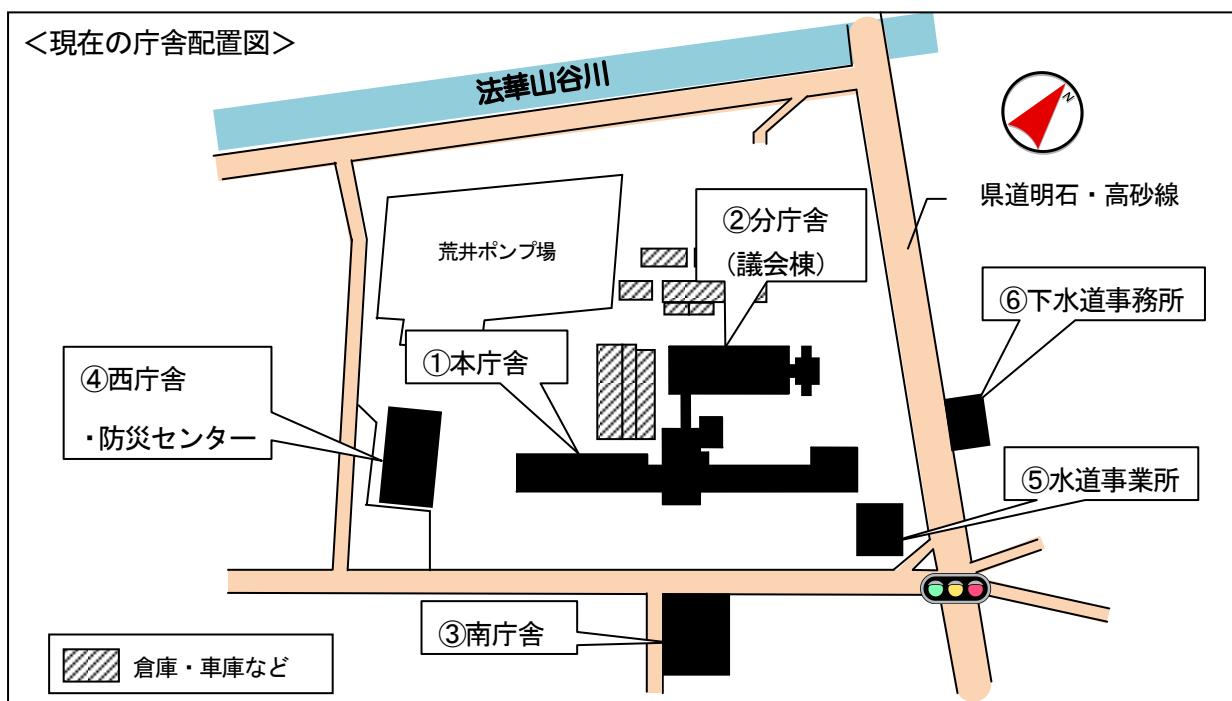
# 第1章 新庁舎建設の必要性について

## 1 現庁舎の現状、課題

### (1) 現庁舎の現状

高砂市では、昭和32年に現在の本庁舎（東部分）の建設以降、人口増加や業務の多様化などに対応するため、度重なる増改築と分庁舎（議会棟）の建設を経て、現在に至っている。

また、更なる業務の多様化や建築基準法等の制約により、昭和54年から平成13年にかけて本庁舎周辺に水道事業所、南庁舎、下水道事務所、西庁舎・防災センターをそれぞれ建設された。



番号	名称	建築年 (経過年数)	構造	延床面積 (m <sup>2</sup> )	主な配置部局等
①	本庁舎	昭和32年 (57年)	鉄筋コンクリート造 3階建	3,865.11	市民課、国保医療課、納税課、まちづくり部、契約管財課など
②	分庁舎 (議会棟)	昭和43年 (46年)	鉄筋コンクリート造 4階建	2,002.94	議会 (議場、議員控室、事務局)、電気室、書庫など
③	南庁舎	平成3年 (23年)	鉄筋コンクリート造 6階建	2,567.63	情報政策課、会議室など
④	西庁舎・防災センター	平成13年 (13年)	重量鉄骨造 4階建	1,662.48	福祉部、教育委員会、危機管理室など
⑤	水道事業所	昭和54年 (35年)	鉄筋コンクリート造 3階建	827.30	水道料金センター、配水課、入札室など
⑥	下水道事務所	平成6年 (20年)	重量鉄骨造 2階建	615.06	下水道経営課、下水道工務課

(平成26年4月1日現在)

## (2) 現庁舎の課題

### ① 老朽化と耐震性の不足

ア. 本庁舎は築57年、分庁舎（議会棟）は築46年を経過し、老朽化が著しく、外壁のひび割れが多数あり、雨天の度に雨漏りが発生しているほか、空調や給排水設備なども故障を繰り返しているが、これらを解消するためには多額の改修費用が必要であるため、最低限の改修しかできていない。

イ. 平成20年3月に耐震診断を実施し、更に平成26年9月に見直しを行った結果では、利用者数の多い市民室と分庁舎（議会棟）などでI s 値\*が0.3未満の部分もあり、今後、大きな地震が発生した場合は、倒壊又は崩壊の危険性が高く、早期に改修を行うよう所管行政庁から指導があった。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定した「高砂市耐震改修促進計画」では平成27年度までに耐震化することを目標とされているものの未達成のため早急な対応が必要である。【表-1、2、3・図-1】

ウ. 「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説」（平成8年版財団法人建築保全センター）において、災害応急対策活動に必要な施設、避難所として位置づけられた施設、人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設は、耐震安全性の分類のⅠ類またはⅡ類に位置づけられているが、市庁舎はⅠ類に該当し、目標I s 値の0.9以上を確保する必要があり、耐震補強または建替えをする必要がある。【表-4】

エ. 南海トラフによる地震と津波において、今後30年以内に発生する確率は70～80%程度、南海地震で60%程度（平成25年1月1日時点・地震調査委員会）といわれており、このときの地震の規模はM8.5前後で、高砂市では震度4～6弱と予想されているほか、今後30年以内に発生する確率が0.03～5%（平成24年1月1日時点・地震調査委員会）と想定されている山崎断層帯で地震が発生した場合の規模はM8.0で、高砂市では震源に近いため、一番高い震度7と予想されている。

これらの地震等により、耐震性の無い庁舎が倒壊や崩壊となった場合は、来庁者や職員のほか、市内で莫大な人的・物的被害が起こるなか、災害対策拠点である庁舎が機能不全に陥り、復旧・復興への遅れが生じることや市民の重要情報の遺失等も起こり得る。

\* I s 値とは、耐震診断により建物の耐震性能を表す指標で、I s 値が大きければ大きいほど耐震性が高いと判断される。

【表－1】各庁舎別耐震診断結果（平成26年9月見直し後）

	庁舎名	建築年（経過年数）	Is値
①	本庁舎	昭和32年（57年）	0.36
	本庁舎（西側増築分）	昭和41年（48年）	0.30
	本庁舎（市民室・渡り廊下）	昭和43年（46年）	<b>0.29</b>
②	分庁舎（議会棟）	昭和43年（46年）	<b>0.29</b>
③	南庁舎	平成3年（23年）	不要※1
④	西庁舎・防災センター	平成13年（13年）	不要※1
⑤	水道事業所	昭和54年（35年）	未実施※2
⑥	下水道事務所	平成6年（20年）	不要※1

※1 昭和56年5月以降の新耐震基準で建築されたため診断不要

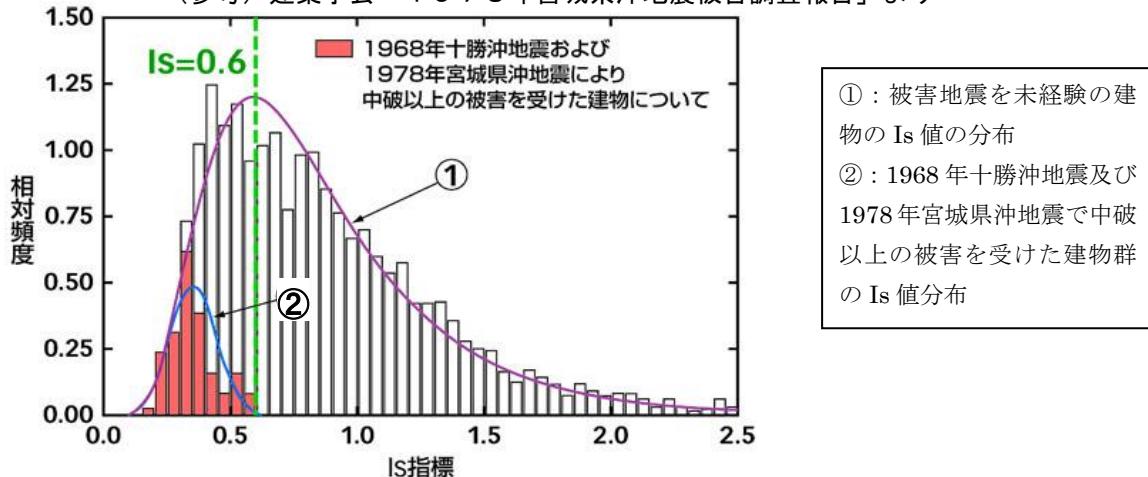
※2 法律に基づく対象とされる規模の施設ではないため未実施

【表－2】耐震改修促進法における技術的指針（国土交通省告示平成18年第184号抜粋）

Is値の目安	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
Is値<0.3	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い
0.3≤Is値<0.6	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある
0.6≤Is値	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

【図-1】 I s 値と地震被害の関係

(参考) 建築学会「1978年宮城県沖地震被害調査報告」より



上図は鉄筋コンクリート造建築物と 1968 年十勝沖地震(M7.9、震度 5) 及び 1978 年宮城県沖地震(M7.4、震度 5) で中破以上の被害を受けた鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断結果を比較したものである。

この分布によると震度 5 程度では、I<sub>s</sub> 値が 0.6 以上の建築物に中破以上の被害が生じていないことがわかる。また、I<sub>s</sub> 値が 0.6 を下回ると I<sub>s</sub> 値が低くなるにしたがって被害を受ける可能性が高くなることがわかる。

#### ■ I<sub>s</sub> 値と大地震の被害の関係

- I<sub>s</sub> 値が大きくなると、被災度は小さくなる傾向が見られる。
- I<sub>s</sub> 値が 0.6 を上回れば被害は、概ね小破以下となっている。
- I<sub>s</sub> 値が 0.4 から 0.6 の建物では多くの建物に中破以上の被害が生じている。
- I<sub>s</sub> 値が 0.4 以下の建物の多くは倒壊又は大破している。

なお、上記地震を上回る阪神淡路大震災においてもほぼ同様の結果が報告されている。

【表-3】 I<sub>s</sub> 値 = 0.6 の建物が受ける地震被害予測

	ランク	軽微	小破	中破	大破	倒壊
被 害	状況					
	RC造 SRC造	二次壁の損傷もほとんど無い	二次壁にせん断ひび割れ	柱・耐震壁にせん断ひび割れ	柱の鉄筋が露出・座屈	建物の一部または全体が倒壊
地 震 規 模	中地震 震度5強 程度		IS=0.6			
	大地震 震度6強 以上		IS=0.6			

【表－4】建物の耐震安全性の分類と目標

安全性の分類	重要度係数	構造体の耐震安全性の目標	対象施設	目標I_s値
I類	1.5	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	庁舎等 拠点病院	0.9
II類	1.25	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。	学校	0.75
III類	1.0	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。	上記以外の一般公共建築物	0.6

(参考) 一般財団法人建築保全センター発行「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説」より

※ 重要度係数とは、建物の設計時に地震力を割増す係数。建物の用途によって大地震時に要求される性能は異なり、一般的の建物は地震時に損傷を受けても倒壊はせずに人命を守ることを設計目標としているが、防災拠点施設は地震後もその機能を保持することが求められ、建物だけでなく設備機器も併せて軽微な損傷に留める必要があるため、一般的の建物より設計時の地震力を割増すものである。「官庁施設の総合耐震計画基準」では上表のとおり I類、II類、III類に分類され、それぞれの重要度係数は、それぞれ 1.5、1.25、1.0 となっている。

## ② 窓口（庁舎）の分散化

- ・ 業務の多様化や権限移譲などから、本庁舎のみでは全ての部署が配置できなくなつたため、周辺に別庁舎を建設した結果、窓口がいくつもの庁舎に分散し、手続きの内容によっては、いくつもの庁舎を移動しなければならない。また、各庁舎間の連絡通路が無いため、雨天時では傘を差しての移動も必要となる。
- ・ 災害対策拠点となる災害対策本部は、西庁舎・防災センターに設置しているが、部署によっては庁舎が別となっており、緊急招集や状況把握など早急な対応に遅れが生じる恐れがある。

## ③ バリアフリー<sup>※1</sup>とユニバーサルデザイン<sup>※2</sup>への対応不足

- ・ 庁舎の構造上、多目的トイレや車いす駐車場などは各庁舎とも最低限の整備しか行えず、バリアフリーの対応も限界となつてている。
- ・ 通路が狭い箇所や、段差がある箇所などが多数あり、高齢者や障がい者、小さな子ども連れ、外国人などの来庁者が安全で安心に利用できる状況はない。

※<sup>1</sup>バリアフリー・・・生活に不便な障害を取り除こうという考え方

※<sup>2</sup>ユニバーサルデザイン・・・すべての人にとって使いやすいようにデザインされた施設

## ④ 庁舎の狭隘（きょうあい）化

- ・ 庁舎内では、業務の複雑化などで窓口や待合スペースが狭いほか、相談スペースが少ないため、周りを気にせず相談などができるなく利用しにくい状況となっている。
- ・ 臨時窓口や受付、期日前投票などができるフリースペースがないため、不足している会議室を使用しなければならない。
- ・ 車での来庁が多く、駐車可能スペースが少なく満車となっていることが多い。
- ・ 防災機能としてのスペースが少なく、一時避難所としての避難者や物資の受け入れも出来ない状況である。

## 2 新庁舎建設の整備方法

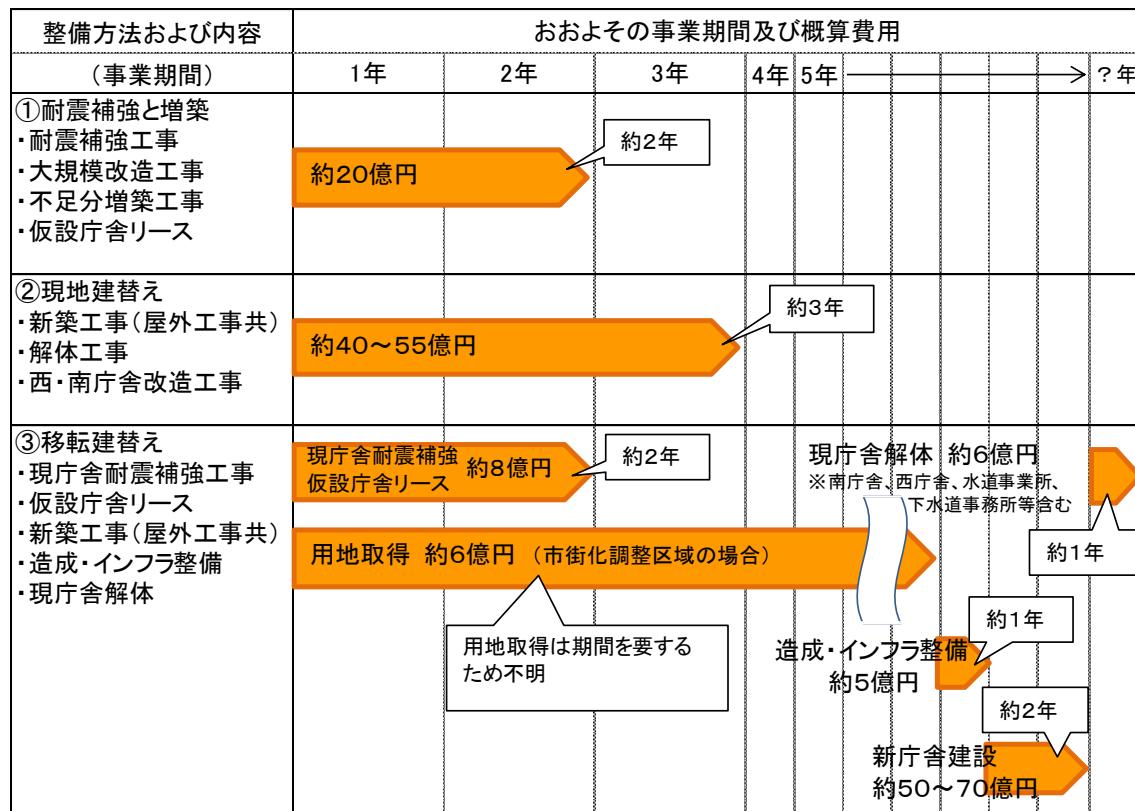
### (1) 整備方法の検証

現在の市庁舎の現状と抱える課題を解決するためには、3つの整備方法で行なうことが妥当と考えられたことから、それぞれのメリット、デメリットについて検証した。

**【表－5】整備方法別比較表**

整備方法	①耐震補強と増築	②現地建替え	③移転建替え
整備概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎、分庁舎の耐震補強と大規模改造工事を行なう。</li> <li>・耐震補強やバリアフリー対策による不足する部分の増築並びに仮設庁舎を建設する。</li> </ul> <p>※西庁舎・南庁舎は引き継ぎ使用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現敷地内に新庁舎を建設する。</li> <li>・敷地内の空地に建設し、仮設庁舎は建設しない。</li> </ul> <p>※西庁舎・南庁舎は引き継ぎ使用する。</p>	<p>全ての庁舎を別の敷地に建替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフラ整備・用地確保に期間を費やすため、既存庁舎の耐震補強も行なう。</li> </ul>
構造規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート造</li> <li>・3階（一部4階）</li> <li>・既存部延5, 900m<sup>2</sup></li> <li>・増築 約2, 600m<sup>2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造</li> <li>・延8, 500m<sup>2</sup>程度</li> <li>・階数は3～6階程度を想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造</li> <li>・延12, 500m<sup>2</sup>程度</li> <li>・階数は3～6階程度を想定</li> </ul>
概算工事費	<p>約20億円</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震補強工事 (約5億円)</li> <li>・大規模改造工事 (約6億円)</li> <li>・不足分増築工事 (約6億円)</li> <li>・仮設庁舎リース (約3億円)</li> </ul>	<p>約40～55億円</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築工事（屋外工事共） (約35～50億円)</li> <li>・解体工事（約4億円） (本庁舎、分庁舎、水道事業所)</li> <li>・西庁舎、南庁舎改造工事 (約1億円)</li> </ul>	<p>約75～95億円</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築工事（屋外工事共） (約50～70億円)</li> <li>・造成・インフラ整備※ (約5億円)</li> <li>・用地購入費※（約6億円）</li> <li>・耐震補強工事（約5億円）</li> <li>・仮設庁舎リース（約3億円）</li> <li>・現庁舎解体工事（約6億円） (本庁舎、分庁舎、南庁舎、西庁舎、水道事業所、下水道事務所含む)</li> </ul> <p>※市街化調整区域の場合</p>
事業期間 (設計別)	約2年	約3年	用地取得後約3年

【図-2】整備方法別事業期間比較



## ① 耐震補強と増築

### [メリット]

- ア. 耐震性の問題を早期に解消でき、直近の地震に対応できる。
- イ. 建替えに比べ、事業費が安価となること。

### [デメリット]

- ア. 庁舎内に多くの補強壁等が設置され、更なる窓口の分散化を招くほか、不足分の増築工事が必要となること。
- イ. 耐震補強により倒壊する恐れは無いが、建設年次が古いため、予期せぬ被害が生じる恐れがある。
- ウ. バリアフリー化などが十分に発揮できない。
- エ. 建物自体の老朽化は解消されておらず、近いうちに再度建替えが必要で、二重投資となるため、更なる財政のひっ迫化を招く。
- オ. 工事中は駐車場等が制約されるなど来庁者に不便をかける。
- カ. 工事中の仮設庁舎建設が必要となる。

## ② 現地建替え

### [メリット]

- ア. 時代に即した市民ニーズに対応した施設ができる。  
(窓口の集約化、ユニバーサルデザイン化、相談スペースや駐車場の確保など)
- イ. 高効率な設備の導入によりランニングコストの低減が図れる。
- ウ. 用地取得が必要でないため、早期に着工することができる。
- エ. 用地購入費やインフラ整備費などが必要とならない。

### [デメリット]

- ア. 工事中は駐車場等が制約されるなど来庁者に不便をかける。
- イ. 順次建替えにつき、工事期間が長くなる。
- ウ. 西庁舎・南庁舎の分散された状態は解消しない。

## ③ 移転建替え

### [メリット]

- ア. 現地建替えに比べ、建物建設の工期が短く業務への影響がない。
- イ. 時代に即した市民ニーズに対応した施設ができる。  
(窓口の集約化、ユニバーサルデザイン化、相談スペースや駐車場の確保など)
- ウ. 高効率な設備の導入によりランニングコストの低減ができる。

### [デメリット]

- ア. 市所有地には庁舎の建設が可能な用地は無く、新たな用地の確保や移転地周辺インフラ整備に時間がかかることから、早期着工は難しく、現庁舎の耐震補強工事をする必要がある。
- イ. 着工までの現庁舎耐震補強工事に伴い、工事中の仮設庁舎の建設や現庁舎内に多くの補強壁等が設置されるため。
- ウ. 新庁舎建設費の外に、現庁舎の耐震補強工事費や仮設庁舎建設費、新庁舎の用地購入費、移転地周辺インフラ整備費、現地建替えでは必要の無い南庁舎・西庁舎相当分の施設建設が加わるため、莫大な事業費が必要となる。

## (2) 新庁舎建設の必要性

現庁舎の最大の問題は、耐震性であり、一刻も早く整備に着手する必要がある。

早期にこの問題を解消できるのは、「耐震補強と増築」であるが、耐震補強と増築の検証における多くのデメリット、特に更なる庁舎の分散化や、建物自体の根本的な延命化も図れないため、結果として近い将来建替えが必要となることも考慮すると「建替え」が望ましいと判断した。

また、建替えの中でも「移転建替え」については、移転が可能な規模の市有地が無く、用地の確保に長期間必要となることで、早期に庁舎建設の着手が困難であるため、現庁舎をまず耐震補強しておく必要があるほか、庁舎建設費に加えて、現庁舎耐震補強工事費や移転用地購入費、周辺インフラ整備費など多額の費用が必要となるなどデメリットが多い。また、高砂市の特長として、市域が東西8km、南北9kmの中で市民サービスコーナーや市民コーナーが7箇所、公民館が各小学校区内に8箇所あり、市民と行政機関が身近にあることから庁舎機能を別の土地に移す必要があるわけではなく、緊急を要している庁舎耐震化問題を解決する手段としては最善とは言えない。ただし、移転建替えによる周辺地域の活性化や公共施設の集約化などの意見もあったため、市民が十分納得できるよう説明が必要である。

これらを踏まえ「現地建替え」では、工事期間中の制約等はあるものの、現庁舎の課題の解消や完成までの期間、費用面などを総合的に判断しても他の整備に比べ妥当な方法であることや当委員会が実施したアンケートにおいても、約80%の市民が現地での建替えを望んでいることから、当委員会では「現地建替え」が望ましいと考える。

なお、現地建替えの場合、「海にも川にも近く津波による浸水に不安を感じる。」との意見もあり、南海トラフ巨大地震津波浸水想定<sup>※1</sup>やゲリラ豪雨などによる浸水<sup>※2</sup>にも十分配慮する必要がある。

※1 兵庫県公表想定津波水位 海抜2.3mとされる。

(現庁舎敷地の海拔は概ね2.4m)

※2 平成23年台風12号（高砂市時間降水量最大87.5mm）において建築物の浸水被害は無かつたが、近年の気象状況ではそれ以上の降雨や高潮なども想定する必要がある。（高砂市ハザードマップ）

## 第2章 新庁舎の基本理念と基本方針について

市庁舎の現状や課題、市民アンケートの結果等を踏まえ、新しい庁舎の有り方と基本理念と基本方針について、以下のとおり提言する。

### 1 庁舎の有り方について

庁舎（市役所）は、市民にとって無くてはならない存在であるのにも関わらず、市民から興味や愛着が少ない施設となっているので、新庁舎の基本理念と基本方針を提言する前に、これからの中はどのようにあるべきかを考えた。

市民から愛着の持てる庁舎にするためには、従来のイメージを払拭し、市民と職員を含めた市役所との垣根を取り払うことが必要である。

#### 従来の庁舎（市役所）のイメージ

用事がある時しか行かない  
敷居が高く、入りづらい  
単なる事務所である  
市のランドマークとしての存在感がない  
雰囲気が暗い、職員に聞きづらい・相談しづらい

↓  
市民に関心がない

#### これからの庁舎（市役所）のイメージ

市役所は誰でも気軽に来られる場所であること。  
市民が市役所へ「見たい」・「聞きたい」と思う場所であること。  
単なる事務所ではなく、市民が集える施設であること。  
市のランドマークであり、高砂市の魅力が感じられる場所であること。  
建物だけでなく、職員も魅力あるものであること。

## 2 基本理念と基本方針について

### (1) 基本理念について

先に掲げたこれからの中の庁舎のイメージを含め、プライダル都市高砂で掲げられている「愛・長寿・和合・平和」のテーマのもと、子どもから高齢者までのすべての市民が、夢があり、健康で明るく生きがいのある生活をおくれ、人とまちが未来に飛躍していくまちづくりの推進を行う庁舎であることとし、基本理念を以下のとおり掲げる。



### (2) 基本方針について

現在の市庁舎の抱える問題点の解決と、上記の基本理念を達成するための具体的な方針として、次の5つの機能を整備することが求められる。



## **1. 市民の生命と財産を守る安心安全の庁舎**

### **(1) 耐震性の確保**

- ・ 防災拠点施設として、地震や風水害に強く、十分な耐震性が確保できる構造とする。
- ・ 大規模な地震時に、庁舎の被害を最小限に抑え、庁舎の機器等が機能停止しないような施設とする。

### **(2) ライフラインの確保**

災害の発生により、庁舎が停電や断水となつても、重要である被害状況の収集等や避難所としての機能を損なわないよう、自家発電設備や貯水槽などを設置する。

### **(3) 災害対策本部機能の確保**

災害発生時に、災害対策活動の中核として、被害状況などの情報を的確に把握し、迅速な支援や復旧活動を行うことができる災害対策本部機能を確保する。

## **2. だれもが利用しやすい庁舎**

### **(1) ユニバーサルデザインの充実**

- ・ 来庁者が円滑に移動できるように、通路の幅が広く段差や勾配の少ないフロアとする。
- ・ 車いす使用者、子ども連れの利用者、オストメイトなどに対応した多機能トイレや乳幼児連れの利用者が授乳、おむつ交換などを行なえるスペースを設置する。
- ・ 手続きがスムーズにできるように、カウンターに荷物台の設置や、乳幼児連れの方が頻繁に来られる窓口にはベビーベッドやキッズスペースを設ける。
- ・ 遠くから視認できる表示や点字サイン、外国人に配慮した多言語表示など、誰でも分かりやすい案内表示とする。

### **(2) 窓口・相談サービスの向上**

- ・ 届出や証明書の発行など、利用者の多い窓口については、手続きがスムーズに行えるよう低層階に集約配置する。
- ・ 気軽に相談できるよう利用者とのコミュニケーションを大切にできる空間を整備するほか、プライバシーへの配慮した相談コーナー、相談室も設置する。

### **3. 市民に開かれた庁舎**

#### **(1) 市民交流スペースの提供**

市民が気軽に集い、交流ができたり、休憩ができたりするスペースを提供し、親しみのある庁舎を目指す。

#### **(2) 利便機能の充実**

市の情報や観光案内などが発信提供できる情報コーナーや銀行ATMなどの利便機能を充実する。

#### **(3) 議会スペースの充実**

- ・ 市民が議会に関心を持ち、気軽に傍聴できるよう開放的な環境整備を行う。
- ・ 議場は、円滑な議事運営ができるよう機能的なものとし、議会運営の支障の無い範囲で、市民利用の可能性を検討する。

### **4. 環境に配慮した庁舎**

#### **(1) 自然エネルギーの活用**

太陽光発電、自然採光、自然換気などの自然エネルギーを活用し、環境負荷の低減に寄与した地球環境に配慮した庁舎とする。

#### **(2) 省資源・省エネ化**

照明や空調などは高効率な設備機器を採用することにより、電力使用量などの抑制を図る。

#### **(3) 施設の長寿命化と維持コストの軽減**

- ・ 建物は耐久性に優れた構造とし、長寿命化を図る。
- ・ 維持管理が容易な設備構造とし、長期的にランニングコストが軽減できるものとする。

### **5. 高砂の魅力が感じられる庁舎**

#### **(1) まちのランドマーク化**

市民が誇れるまちのランドマークとなり、内外にわがまち高砂の歴史や文化などの魅力を感じ取られ、単なる所用だけでなく、自然と人や物が集まることができる庁舎を目指す。

## 資料一 これまでの検討の経緯

時 期	内 容
平成26年 7月14日	第1回新庁舎構想検討ワーキンググループ会議 ・現在の庁舎の状況と課題について ・市民アンケートの実施について
7月26日	第1回高砂市庁舎整備検討委員会 ・庁舎の現状と課題について 現地での建替えが望ましいとの方針を出す。
8月20日	第2回新庁舎構想検討ワーキンググループ会議 ・第1回委員会の報告について ・市民アンケートの実施について
9月8日～ 9月26日	高砂市庁舎整備に関する市民アンケート調査の実施 高砂市庁舎整備検討委員会は第1回委員会で現地での建替えが望ましいとの方針に対しての市民アンケートを実施。「現地建替え」を望む回答が78%、「移転建替え」、「その他」の28%を大きく上回る結果となつた。
10月3日	第3回新庁舎構想検討ワーキンググループ会議 ・第1回委員会での指摘事項について ・市民・職員アンケートの結果について ・新庁舎建設の必要性について（案） ・新庁舎の基本方針について（案）
10月6日	第2回高砂市庁舎整備検討委員会 ・第1回委員会での指摘事項について ・市民・職員アンケートの結果について ・他市町の事例について ・新庁舎建設の必要性について（案） ・新庁舎の基本方針について（案）
11月14日	第4回新庁舎構想検討ワーキンググループ会議 ・第2回委員会の報告について ・高砂市庁舎整備に関する提言書（案）について
11月27日	第3回高砂市庁舎整備検討委員会 ・高砂市庁舎整備に関する提言書（案）について

## 資料—2 高砂市庁舎整備検討委員会委員名簿

(敬称略)

	所 属	氏 名
学識経験者	国立明石工業高等専門学校	八木 雅夫
市内団体代表	高砂市連合自治会	濱野 和樹
	高砂市連合婦人会	宮本 敏子
	高砂市老人クラブ連合会	増田 賢藏
	高砂市心身障害者連絡協議会	田中 清之
	高砂商工会議所	都倉 達殊
	高砂青年会議所	新井 誠三
市民代表	公 募	馬場 圭子
	公 募	藤原 英修
	公 募	吉田 文男